

宇部市予定価格事後公表要領

平成26年7月14日制定

1 趣旨

この要領は、入札・契約制度の適正な競争性の確保を図るため、市（公営企業を除く。以下同じ。）が発注する建設工事及び工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）における予定価格の事後公表（以下「事後公表」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 対象

事後公表の対象は、市が入札に付す建設工事等とする。

3 情報漏えいの防止

- (1) 対象となる建設工事等の予定価格は、入札により落札者又は落札候補者が決定するまで非公開とする。
- (2) 設計図書その他の予定価格を類推することができる一連の書類（電子データを含む。）は、入札により落札者が決定するまで、関係者以外の者の目に触れない場所に厳重に保管するものとする。
- (3) 予定価格に係る情報漏えい要求行為があったときは、契約監理課に報告するものとする。

4 周知の方法

事後公表は、電子入札システムで周知する方法により行うものとする。

5 入札の執行

- (1) 入札の回数は、3回までとする。
- (2) 初度入札において、予定価格の入札書比較価格以下の入札がないときは、引き続き再度入札を行うものとする。
- (3) 再度入札は、当該入札の前の入札参加者に限り参加することができる。ただし、無効入札とされた者及び最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を適用した場合で、落札者となれないとされた者は、再度入札に参加することができない。

6 工事費内訳書の取扱い

工事費内訳書は、初度入札書提出時に提出させることとする。ただし、再度入札で「宇部市低入札価格調査実施要領」に定める調査基準価格を下回る入札をした者については、工事費内訳書の提出を求めることとする。

7 公表の方法

事後公表は、入札による落札者又は落札候補者の決定後速やかに、入札情報公開システムで公開する方法により行うものとする。

8 その他

この要領に定めのない事項については、「宇部市財務規則」、「入札の心得」の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成26年8月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。